

ハッピー定期

平成24年8月20日現在

1. 商品名	・自由金利型定期預金 退職金専用定額複利預金「ハッピー定期」
2. 商品コード	・006089
3. 販売対象	・退職後6ヶ月以内の満50歳以上の個人の方 (屋号付など事業用としての口座ではお申込みいただけません)
4. 取扱期間	平成19年5月21日(月)から平成25年3月29日(金)まで
5. 取扱条件	・退職金に限るお取扱いとなります。 (経営者のための退職金制度「小規模企業共済」の一括受取り共済金、中小企業の従業員のための退職金制度「中小企業退職金共済」の一時金払いによる退職金も対象とします)
6. 確認資料	・お申込時に退職金受取日・受取金額等について確認させていただきます。 *退職所得の源泉徴収票など退職金の入金確認ができる資料 *退職金受取口座の預金通帳 など
7. 特典	・満期日に対応した特別金利(上乘せ金利)を適用します。
8. 期間	・最長5年(据置期間6ヶ月)
9. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入店舗	・一括預入 ・300万円以上(退職金受取金額まで) 複数口座でのお預入れをご希望の場合、一口座ごとの預入金額は300万円以上になります。また、同預金におけるお1人様あたりの合計預入金額は退職金受取金額の範囲内といたします。 ・1円単位 ・この預金のお預入れはお1人様あたり1店舗に限らせていただきます。
10. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・据置期間経過後は1万円以上1万円単位で一部引き出しが可能です。 ・引き出し後の口座残高が300万円未満となる一部引き出しはできません。
11. 利息 (1) 適用金利 (2) 上乘せ金利 (3) 利払方法 (4) 計算方法	・固定金利 ・下記の預入期間に応じて、預入時の定額複利預金の店頭表示利率に下記の金利を上乘せした利率を預入時に遡って適用します。 6ヶ月以上2年未満は 0.1% 2年以上3年未満は 0.2% 3年以上4年未満は 0.3% 4年以上5年未満は 0.4% 5年は 0.5% ・6ヶ月未満で解約する場合、上乘せ金利は適用いたしません。 ・据置期間(6ヶ月)経過後に、引き出しをする元金とともに支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヶ月毎の複利計算です。
12. 税金	・お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
13. 付加できる特約事項	・マル優のお取扱いができます。
14. 中途解約時の取扱い	・据置期間中(6ヶ月未満)に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算したお利息とともに支払います。
15. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
16. 苦情処理措置・紛争 解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部カスタマーサポートグループ(9時~17時、電話:03-3913-1158)にお申し出ください。

	<p>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お各様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
17. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長預入期限以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 総合口座のお取扱いはできません。 ・ 自動継続のお取扱いは行っておりません。 ・ A T M・テレホンバンキングなどのお取扱いはできません。 ・ 証書のみのお扱いとなります。
18. 預金保険の付保	<p>・ 預金保険制度の付保対象預金です。1預金者あたり元本1,000万円までとのお利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます）</p>